

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	対人地雷禁止条約拠出金	種別	任意拠出金	30年度 予算額	8,536千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	ジュネーブ人道的地雷除去国際センター (Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的: 2001年9月, 対人地雷禁止条約(1999年3月発効)の第3回締約国会議の決定に基づき, ジュネーブ人道的地雷除去国際センター(Geneva International Centre for Humanitarian Demining: GICHD)がホストする形で, 対人地雷禁止条約履行支援ユニット(Implementation Support Unit: ISU)が設立された。ISUは, 一般市民に対し無差別な被害を与え紛争終結後も復興と開発の大きな障害となる対人地雷の廃絶を目指して作成された対人地雷禁止条約の事務局機能を担い, 同条約の締約国が条約上の義務を履行するための直接的, 間接的な支援を提供することを目的としている。2018年5月時点での本条約の加盟国・地域数は164。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対人地雷禁止条約は, 対人地雷の使用・開発・生産・取得・貯蔵・保有・移譲等を全面的に禁止するほか, 貯蔵されている対人地雷の廃棄, 地雷敷設地域における対人地雷の廃棄等を締約国に義務づけ, また被害者支援を含む国際的な協力及び援助を規定することで, 対人地雷によって引き起こされる苦痛及び犠牲を終止させることを目的とした条約である。ISUは, 締約国がこれらの義務を履行し条約が適切に運営されるための様々な条約履行促進関連業務を担う。本件拠出金は, このISUの活動費用として, 人件費, 旅費等に充てられる。ISUへの支援を通じ, 条約の効果的な運営を確保し, 対人地雷のない世界の実現に向けた締約国を中心とする国際社会の取組の促進を図る。 ・なお, 日本を含む締約国等からの拠出金はISUをホストするGICHDが管理する口座に支出されるが, 実際の用途は対人地雷禁止条約の年次会合の決定に基づきISUの活動経費に充てられており, 本件拠出にGICHDの活動費用等は含まれていない。ISUは効率性を追求した結果, 定員を2.6名(注:構成については以下4参照)とした小規模な組織とすると定められ, GICHDから事務所等の執務環境設備, 通信費, その他ロジスティックな支援を受けることになっており, 口座の管理もその支援の一環となっている。 						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・ISUは, 対人地雷禁止条約の枠組みで開催される全ての公式会合(締約国会議(第11条), 検討会議(第12条))・非公式会合に起因する活動の準備・支援・実施及びフォローアップ, 条約運営のために設置されている各種委員会の関連会合の開催に係る議長や調整委員等に対する実質的な内容面を含む各種支援の提供, 締約国の条約上の義務の履行や普遍化促進のための助言と技術的支援の提供, 締約国間のコミュニケーション及び非締約国・国際社会に対する連携と情報共有の促進, 条約の枠組みで開催されるすべての公式・非公式協議の記録の適切な保存及び会議での決定事項の締約国その他関係者への伝達, 国連を含む関連国際機関との適切な連携と調整等のマンドート(権限)が与えられている。 ・第14回締約国会議(2015年)においてISUの在り方や財政モデルについて検討され, 次回検討会議(2019年)までの4か年の作業計画, 及び予算案が採択された。第14回締約国会議の翌年からの年次会合では, 毎回翌年度のISU作業計画と予算案が検討・採択されている。2017年12月, 直近の会議である第16回締約国会議(2017年12月)においては, ISUのマンドートと4か年の作業計画に基づき, 「2018年ISU予算及び作業計画」が締約国のコンセンサスで採択された。 ・対人地雷禁止条約自体は, 直近の検討会議である第3回検討会議(2014年)で採択された成果文書である「マプト行動計画」が次回検討会議(2019年)までの活動指針となっている。「マプト行動計画」には, 貯蔵地雷廃棄, 埋設地雷除去, 被害者支援等の分野において締約国が取り組むべき今後5年間の具体的な行動が記載されている。2019年に開催が予定される第4回検討会議までの間, 締約国は「マプト行動計画」に従って条約の履行に取り組み, 毎年開催される締約国会議で取組状況を評価することになっており, 第16回締約国会議では, 第15回締約国会議から1年間の条約の進捗状況が報告された。 ・また, 2014年の第3回検討会議では, 締約国のコミットメント(取組の誓約)を謳う政治宣言である「マプト+15宣言」も採択され, 2025年までに対人地雷が引き起こす苦痛及び犠牲を終止させるとの政治目標が掲げられた。この「マプト+15宣言」は, 条約締約国だけでなく, 地雷分野にかかわる国際機関やNGOにとっての活動指針となっている。 ・対人地雷禁止条約の目的は, 「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ」と深く関わっており, 埋設地雷の除去による土地の開放は, 目標1(貧困), 2(飢餓), 3(保健), 4(教育), 6(水・衛生), 11(都市), 16(平和・公正)と, 被害者支援は目標1, 3, 4, 8(成長・雇用), 9(イノベーション), 10(不平等の是正), 16と, 国際協力案件として実施される危険回避教育は目標1, 2, 3, 4, 6, 11, 16の実現に直接的に貢献するものであり, また, 貯蔵地雷の廃棄は目標5(ジェンダー), 16の実現に間接的に貢献している。条約の履行を支援するISUの活動も, これらの目標に貢献するものとなっている。 ・対人地雷禁止条約については, 既に多くの国が締結していることもあり2014年8月以降新規締約国がなかったが, 普遍化促進のための取組の結果, 2017年12月にスリラ 						

	<p>ンカとパレスチナが条約に加入し、締約国・地域数は164となった。第16回締約国会議議長の任期中に非公式作業部会を組織し、新規加盟の促進に向けて2回にわたり会合を開催したが、ISUはその開催支援等も行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵されている対人地雷の廃棄（第4条）に関しては、第16回締約国会議において、2017年4月にベラルーシが貯蔵対人地雷の廃棄を完了した旨宣言した。条約発効以降、締約国等により約5,100万個の貯蔵地雷が廃棄され（2016年12月より約1年間で約200万個が廃棄）、条約締約国のうち159か国が貯蔵対人地雷廃棄を完了した（もしくは当初より対人地雷を所有していない）。 ・地雷敷設地域における対人地雷の廃棄（第5条）に関しては、第16回締約国会議において、2017年3月にアルジェリアが地雷敷設地域の除去作業を完了した旨宣言した。国際NGOの報告によれば、埋設地雷の除去活動等により、2016年の1年間で、170km²の土地が開放され、23万2000個以上の対人地雷が廃棄された。2012年から2016年までの5年間で、約927km²の土地が開放され、約110万個の対人地雷が廃棄された。他方、アフガニスタン、カンボジア、タイ、イラク等、未だに対人地雷の深刻な汚染地域を国内に広範囲に有している国も存在し、また新規の対人地雷の利用によって汚染地域が拡大している。 ・なお、条約では効力発効後10年以内に地雷敷設地域を除去することを義務づけており、期間内に廃棄が確保できない場合には、履行期限の延長を締約国会議又は検討会議に要請することが認められている。ISUは、これらの国が適切に期限延長の要請手続をとれるよう支援しており、第16回締約国会議には、キプロス、エチオピア、モーリタニア、ニジェール、セネガルの要請が認められた。 ・ISUは、対人地雷禁止条約の締約国会議、検討会議での議論やその他の活動について、公式ホームページを通じて積極的に対外発信を行っている。会議の作業文書だけでなく、各国のステートメント（声明）や、条約上の規定に基づき提出する報告書が閲覧でき、また各締約国別に履行状況を示すページが設けられており、会議概要や条約の進捗状況に関する詳しい情報を得ることができる。 ・対人地雷禁止条約は、地雷対策分野に携わる他の国際機関（国連地雷対策サービス部（UNMAS）、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、赤十字国際委員会（ICRC）、GICHD等）のほか、対人地雷禁止条約の交渉過程（オタワ・プロセス）を主導した地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）等の国際NGOに対しても、関連会議にオブザーバーとして参加することを認めており、同会議は条約の進捗や締約国や国際社会の取組に関する幅広い情報共有の場となっている。ISUは、これらの機関の代表者が対人地雷禁止条約の関連会議に参加できるよう、ロジスティックな支援を提供している。 ・また、ISUは、ホスト協定を結んでいるGICHDとは、条約の効率的な運用や、ISUの体制に関する情報共有や意見交換を日常的に行っている。 ・特定の通常兵器の使用を禁止又は制限するという目的を同じくした、特定通常兵器使用禁止制限条約（1983年発効）のISU及びクラスター弾に関する条約（2010年発効）のISUとは、効率的な条約運営のための知見の情報交換や、費用対効果の向上のために連携しており、シナジー（相乗）効果を追求している。2017年には、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約それぞれの締約国会議で、関連条約間のISUの連携に関する議論が行われ、ISU間の協力関係の強化について言及された。 ・ISUのマンデートや所掌業務については、締約国会議及び検討会議で議論・決定されることから、日本も会議に出席の上、条約の履行や運用に関する議論に積極的に参加している。また、会議の場以外でも、日本が重視している普遍化促進の取組や、その他条約の履行や運営に関する取組について、非公式の意見交換を個別に行っている。
2 組織・財政マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：Deloitte SA、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度） ・2001年に発足して以来、ISUの財源は各国からの任意拠出金であったが、2014年に18万スイスフランの赤字が発生して閉鎖の危機に見舞われたことから、2015年に議長国（ベルギー）の下に、ISUの財政モデルに持続性と予測可能性を持たせるための検討を行う作業部会が発足し、非公式会合やオープン・エンド会合を開催し、検討が重ねられた。その結果、議長から新たな財政モデル案が提案され、第14回締約国会議（2015年）において同案が締約国のコンセンサスで採択された。 ・同会議で決定された財政モデル案は、ISUの予算項目を①ISUによって義務的に実施される必要のある、会議開催支援及び締約国が義務を履行するための助言と技術的支援の提供、関連国際機関・NGO等との連携・調整、文書管理・情報共有・条約の進捗状況等の広報といったコア支援業務（core support）のための予算、②コア支援業務予算が不足する際に補填する準備金（financial security buffer）、並びに③ISUのコア業務に影響しないこと等を条件として実施するマップ行動計画に基づいた被害者支援実施のための助言及び技術的支援の提供といった強化業務（enhanced support）のための予算に3分類し、優先順位を設けることで、財政状況の予測可能性を確保している。 ・同会議では、年次予算だけでなく、次回検討会議（2019年）までの4年間の行動計画と予算見積額を提示し、またISUに対する資金拠出のプレッジ（事前通報）を行うプ

	<p>レッキング会合の開催が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの措置を通して、ISUの財政モデルに持続性と予測可能性を持たせている。本決定後、ISU財政は健全化し、ISUはその任務を遂行している。 第14回締約国会議において、議長は他の関連機関の長や関連ISU長との非公式管理委員会を組織し、関連機関・関連条約のISU間の相互協力を通じた費用削減方法を模索し、第16回締約国会議で報告することが決定された。この決定に基づき、議長はクラスター弾に関する条約及び特定通常兵器使用禁止制限条約の両議長と非公式協議を行い、予定通り、その結果を第16回締約国会議で報告した。 同報告によれば、対人地雷禁止条約、クラスター弾に関する条約、特定通常兵器使用禁止制限条約の3つの条約はそれぞれ、メンバーシップ、被害国の数や、条約の履行段階、義務履行のためのメカニズム、会議開催日程などが異なっており、別々に独立した条約として、それらの点を尊重されなくてはならない旨が指摘された。一方、調査、除去、国際協力と支援、危険回避教育、国内履行措置、報告、被害者支援等の共通項があり、これらのワークショップの共催や非公式会合等を通じた知識・経験の共有が、各条約の効率的な目的達成に有益であると言及された。また、関連する締約国にとって有益であると判断した場合には、3条約間でアウトリーチ活動に関する情報交換と協力、他の条約の枠組みの中で取り組まれている可能性のある課題についての意見交換を継続的に行い、条約の効果的な実施を目指す旨が確認された。 日本は、関連条約間やそのISU間におけるシナジー（相乗効果）の追求を推奨している。特に対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約には類似の義務・規定が多く、その経験を相互に共有することは、条約の効率的な運用とISUの質の高い業務遂行につながるとして、危険回避協力、被害者支援、国際協力・支援分野でのシナジーの有用性に公式・非公式に言及してきた。この提案は、上述の第16回締約国会議での報告にも反映されている。また、財政上、余剰金が発生した場合の対応、財政モデル等に関しても非公式の意見交換を行ってきた。
<p>3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、日本の安全保障及び国際社会の平和と安定のために、軍縮・不拡散への取組を重視している。中でも対人地雷については、対人地雷禁止条約発効以前からその人道的・経済的な影響を懸念し、対人地雷の規制に積極的に関わってきた。 ISUは対人地雷禁止条約の運営に不可欠の役割を果たしている。そのため、本件拠出は、対人地雷問題の解決に重要な役割を担う同条約の効果的な運用の確保につながり、軍縮・不拡散の促進に資するものである。ISUは締約国の求めに応じて条約関連業務を行っている。また、プレッキング会合において、締約国である日本はロジスティック面での便宜を受けるなど、有益な支援を受けている。 日本がISUを支えることは、地雷問題に真剣に取り組んでいる姿勢を国際社会に示すことにも繋がる。2018年2月27日に開催された第3回プレッキング会合には堀井学外務大臣政務官が出席し、日本の対人地雷問題への取組を紹介するとともに、平成30年度予算として日本からISUに任意拠出する旨を表明した。 ISUによる取組成果、及び条約の履行が担保されたことで達成された主な成果は、上記1のとおり。 対人地雷禁止条約の関連会合は、すべての締約国、オブザーバーである非締約国、国際機関、NGOを含む市民社会が参加する全体会合の形式を基本としており、意思決定は締約国のコンセンサスが原則である。発言権は基本的に出席するすべての代表団に与えられており、締約国の合意が形成されれば、日本の意見を会議の決定事項として反映させることが可能である。本件拠出に関連する年次予算案、財政モデル、事務局長人事を始めとするISUの運営やマンデートに関連する事項の決定も、締約国会議又は検討会議に委ねられている。日本は締約国として、すべての関連会合に参加し、同ISU関連の事項も含め、締約国会議又は検討会議での意思決定プロセスに参加している。 上記2のとおり、日本は従来、関連条約のISU間でのシナジーの追求を推奨しており、類似した内容を規定する条約の実施機関の間で経験と知見を共有することが条約の履行を加速し、費用対効果を高めることが可能となると考えてきた。第16回締約国会議では、関連条約・機関間及びISU間とのシナジーについて追及するための会議文書が提出されたが、特に危険回避協力、被害者支援、国際協力・支援分野において協力関係を深めるべきとする、日本を始めとする締約国の提案が文書に反映された。 日本が重視している軍縮・不拡散の実質的に促進させるためには、一部の国のみが独自に地雷の使用や輸出入を規制し、貯蔵地雷を廃棄するだけでは不十分であり、国際的な基準を策定し、その基準をより多くの国が義務として認識し、履行することが重要である。対人地雷禁止条約は、その役割を担った枠組みであり、ISUは締約国に対しては条約上の義務の履行促進を支援し、非締約国に対する普遍化に取り組むことで、条約の目的である対人地雷問題の解決に極めて重要な役割を果たしている。 対人地雷禁止条約の各会合は、NGO、NPOを含む市民団体がオブザーバーとして参加することが認められており、ISUは締約国やオブザーバー国に準じた形でNGOを含む市民団体が会議に参加できるよう、情報共有や支援を行っている。日本のNGOについては、第3回検討会議(2014年)に参加するなどの実績がある。また、日本のNGOもメンバーとなっている地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)は毎年会合に参加しており、直近の第16回締約国会議でも各議題においてステートメントを発表するなど積極的に参加している。なお、市民団体は、規定された手続を経れば会議期間中にサイドイベントを開催することも可能であり、組織の取組を紹介するなど、アピールすることもできる。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	164	2.6	0	0	0%	0	0
<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員は2.6人であり、事務局長を含む2名がフルタイム勤務、0.6名がパートタイム勤務の形態をとっている。 ・ISUの活動経費は任意拠出金で賄われているところ、締約国の負担を減少させるために可能な限り小規模とし、効率的な組織であることを重視した結果、定員が2.6名となっている。定員数が極めて小さく、また現時点で空席がないために日本人の採用が困難となっている。 ・ISUは、非常に小規模の組織であることから、幹部(D1相当以上)のポストが存在しない。 							
5 PDCA サイクルの 確保等	PLAN	ISUは2019年までの間、毎年、第14回締約国会議(2015年)で示された4か年の作業計画及び予算案に基づき、次年度の作業計画と予算を作成する。ISUは締約国に対し、例年11月～12月に開催される締約国会議(検討会議の場合は夏季に開催される場合がある)に先立ち、同作業計画と予算案が提示される。締約国会議(又は検討会議)において、ISU事務局から説明を受け、要すれば修正の上、締約国によって承認される。承認された予算案に基づいた活動を実施できるかを念頭に置きつつ、予測可能性を確保するために、例年2月～3月にプレッジング会合を開催する。					
	DO	プレッジング会合における各国のプレッジング額及び各国の任意のタイミングで拠出される拠出額を目安に、作業計画に基づき条約の履行支援を行う。締約国は、プレッジングした額を任意のタイミングで拠出する。ISUは、プレッジング会合におけるプレッジング額及び締約国が任意のタイミングで拠出する実際の拠出額を随時確認しながら、作業計画に基づき条約の履行支援を行う。					
	CHECK	前年の決算内容について、ISUが報告書を作成し、外部監査機関が財政状況を監査する。その後、決算報告書及び監査結果を拠出国に送付する。また、同文書は次回の締約国会議(又は検討会議)の作業文書としても提出され、同会議における協議の対象となる。締約国及び会議参加国は報告内容に疑義があれば提起し、ISU長から回答を求めることができる。日本側からも、外務本省及び(又は軍縮会議日本政府代表部の職員を締約国会議(又は検討会議)に派遣し、より効率的な運用に向けた検討の機会を担保している。					
	ACT	ISUは、締約国会議(又は検討会議)において指摘された事項に対応し、翌年の締約国会議(又は検討会議)に進捗や結果を報告する。					
	・日本からの拠出金は、ISU運営費として一般会計に組み入れられるため、日本からの拠出金のみを特定することはできない。						
担当課室名	通常兵器室						